

第4回 補装具等の見直しに関する検討委員会

平成17年6月24日（金）
10時00分～12時00分
経済産業省別館 1111号会議室

<会議次第>

- 1 開 会
- 2 議 事
 - (1) 中間報告書案のまとめについて
 - (2) その他
- 3 閉 会

<配布資料>

- | | |
|-------|---------------------------|
| 資 料 1 | 第3回検討委員会での意見概要 |
| 資 料 2 | 補装具、日常生活用具の範囲の見直しについて（案） |
| 資 料 3 | 補装具等の見直しに関する検討委員会中間報告（概要） |

第3回検討委員会での意見概要

(審議時の意見を事務局として整理したもの)

1 「補装具の定義案」を基とした審議時の意見

- 「日常生活に用いる」という定義の説明の、「各人とも共通にほぼ毎日繰り返される活動」というところで、市町村の担当者の方が迷う場合があるのではないかと。「ほぼ毎日」というのも少しあいまいな感じがする。週に1回の社会参加という方も当然おられるであろう。「各人とも共通に」も、混乱を招くかもしれない。

また、「人間として生活するために行う基本的な」というところで、「人間として」というのは大前提であり、わざわざ入れる必要があるのかと思う。「『日常生活に用いる』とは、基本的な生活、しかも通常繰り返される活動に用いるものをいう」としてはいかがか。
- 週に1回の社会参加というのは、障害のある方の生活に着目しているからであり、通常、共同体の中で生活していて、毎日のように外出するのが当たり前というノーマライゼーションの考え方に照らして、「毎日のように」が入っていると理解。ただ、もう少し簡単にすることは構わないと思う。「人間として」、「各人とも共通に」というのは必ずしも必要ないので削除して、「『日常生活に用いる』とは、日常生活のために行う基本的な、毎日のように繰り返される活動に用いるものをいう」としてはいかがか。
- 新しい定義なので、かえって説明がくどい方がいい部分もある。疑問が出てきた段階で、解釈の幅を修正していくという点を担保しておけばよいと思う。

例として、三輪の電動車いすの取り扱いについて、かつて厚生省に疑義照会したことがあるが、四輪の電動車いすの対象だが、どうしても三輪の方が有効性がある場合には認められることとなった。新定義に対しても、適応の範囲の詳細は検討されていくべきである。
- 「同一製品を継続して」というときに、継続しては使いたいけど、処方が違ってくるときに、現場として判断が同一ではない場合がある。処方書の取り扱いの受け止め方をどこかで指示しておく必要があるのかどうかという懸念。

○ 耐用年数以内に不適合や破損などがあつた場合はその限りではなく、その場合は期間内であっても再考することとしている。一応耐用年数があつても、これは1つの目安であり、その耐用年数を超えていても、新品同様によく手入れされて、使用に問題がなければ使っていただく、使えなくなれば再交付となる。その場合に、耐用年数以内でも、不適合が起こつた場合、あるいは新たな技術の進歩でいいものが出てきた場合に、給付することが更生相談所として適当と判断した場合には、新規に処方していた。そういう範疇だろうと思う。

○ 「就学」について、付帯事項で「療育も含めた広範な教育形態を意味する」とあるが、特に児童の場合の補装具を、今後も大人と同じ次元でとらえられるかどうかというところで、例えば、難聴児童などは、むしろ現行制度の基準よりも少し低いデシベル辺りでトレーニングした方がはるかに失調状況も改善されるし、言語習得も、知的発達も促進されるということは、広く言われていることである。18歳以上になってから、補聴器を給付しても発達保障上の効果が少ないのではないかという意見もある。ここを考慮すると、もう一つ次の段階だが、適用解釈のところで説明できるような準備が必要。逆に、そこまで広げられるのか、障害の範囲の問題になる。つまり、障害者福祉サービスの範囲を身体障害者手帳のレベルを越えて考えなければならない時代に来ているのではないか。特に子どもの場合は、発達保障上というのをいれるとすると、覚悟をしておかないといけない。本来の給付すべき時期をどう判断するのか。

補装具の適用上の問題、定義から次に応用につながっていってしまうが、難聴の場合に、普通耳が不自由な方の場合は、片方で聞くより両方で聞く方がはるかに効果がある。そういう場合には初めから2つ用意する等の検討もあり得る。そういう幅も含めたところにとらえておかないと、逆に、今以上にシビアになるのではないかという懸念を持つ。補装具の適用範囲をどう考えるか。

○ 今回の定義は、これまでのものを束縛するものではない。実際上の通知の中で、いろいろと条件付けはされているが、実態としては、特に児童福祉法で出している内容はかなり幅広く取っている。ただ、原則的には、現在障害があるということが大前提であり、その障害が今後の発達の中でどう変わっていくのかという視点である。よりよい発達を促すためには、将来をみこして、もう少しプラスアルファしてつくつた方がいいというところは、現場の判断でできる。例えば、座位保持装置などではそのような趣

旨でつくっているもので、現場の判断でやるべきだと思う。それは、この定義で束縛しているわけではなく、解釈の問題だと思う。自立支援法との関係で言えば、より積極的な解釈の姿勢を持つべきだろうと思う。少なくともこの定義では、今までの枠組みは変えない方向で進んできたが、更に一步進めたいというご意見であると理解。最終的には多分障害認定、障害の基準の方の話になると思うが、また次の課題である。

- 肢体障害の場合、障害認定上ずれば少ないが、目の障害とか耳の障害に関しては、判定がややあいまいな部分もあり、これは判定に耳鼻科の先生方のとらえ方の問題もある。社会参加をより促進するという意味では、そういう枠組みの流動性のある程度含ませておいた方が、現場の人たちが対応しやすくなる。一方で勝手な解釈が動いてしまって、例えば、座位保持装置などでは、家用、自動車用、それから学校用というのを平気で給付しているところと、自動車用は違うというところなど、非常に幅の広い判断基準ができてしまっており、それらを整理をするために、種目を決めると同時に、判断基準の整理も当然並行してほしいと思う。

2 「日常生活用具の定義案」を基とした審議時の意見

- 「日常生活上の困難」についての説明のところで、補装具定義説明でいう『日常生活活動』を指しているため、同じ言葉で、「日常生活のために行う基本的な毎日のように繰り返される活動の困難をいう」とした方がよろしい。
- 付帯事項で、1)の「現行制度における対象者云々」、「施設入所者であっても、自立支援等のために必要なものは、給付できるよう検討することが必要である」と、「また」のところにも同じように「給付できるよう検討することが必要である」となっているが、報告書の段階で、やはり今後の検討なんだという位置づけでいくのか、あるいはもう一步進む形で、必要なものは給付すべきであるという表現にするのか。
- これは検討するではなくて、給付できるようにすることが必要でなければならないと考える。報告書ではそのように。もう、すでに給付している実態もあるため、それほどお金の面で変わらないと思う。基本的な指導としては、障害者ケアマネジメントをやった上で、給付できるようにすることが必要である、としたい。

- 「定義に関する説明」の3のところだが、「当該障害を有する者が主に使うものをいう」となっており、「主に」というのは、例えば、障害者のご家族などの介護者の利便性という、それを包含していると理解。
- これは当該障害を有する者がという、その主語は、その人のためにということだろうと思う。「主に当該障害を有する者のために使うもの」としてはいかがか。要するに、ほかの人のために使ったり、健常者が自分のために使うのではなくて、当該障害を有する人、あるいはそれに関係する人が、その人のために使うものだという意味。「者」というのは「人」に変えてはいかがか。報告書を書くときに御配慮いただきたい。そして、「主に当該障害を有する人のために使うものである」としたい。
- 日常生活用具の「付帯事項」で、補装具の定義とともに日常生活用具の定義を明確にし、場合によっては将来的に、従来日常生活用具であったものも補装具化するような検討委員会というようなものをつくっていこうとしているわけで、日常生活用具側にも、こういう見直しのシステムというものを確立する必要があると思う。従来ある仕組みを更に発展するという意味で、更生相談所とか、補装具適合判定医であるとか、国家資格の理学療法士、作業療法士、義肢装具士という明確な形で福祉用具にかかわっている方々を、もう少し積極的に活用していく、補聴器の場合でも、国立身体障害者リハビリテーションセンター等でそういう研修も十分やっているため、そういうものを生かせるような仕組みをすることの方が、むしろ自立支援に非常に大きな貢献をするのではないかと思う。
- 3)は、種目及び価格の見直しということだが、補装具の方の6)の③の意味を含んでいるのであれば明記した方がよい。日常生活用具の方にも補装具と同様、価格の見直しと新たな品目、その是非を判断する委員会を設置する等のシステムの確立が必要だと思う。
- 定義のところ、補装具の方は使う対象がわかるが、日常生活用具の方は、これは当たり前のことだが、障害者が使うということが盛り込まれていないため、前文等で表記することとする。
- 日常生活用具給付事業が、市町村の地域生活支援事業のなかに入るということで、在宅、施設入所者問わず、障害者の自立を支援していくという障害者自立支援法の趣旨を踏まえて、市町村がそういったことを十分に行えるような財政的な支援、これはこの検討会の趣旨とは異なるが、是非お

願いたい。

- 定義を明確にし、そして、その明確な定義に基づいて適正に給付されていることが、国民の目から見て、憲法で保障されている基本的な生活を保障するという意味で当然であると、そういう根拠をつくる。この透明性を高めていくことによって、国民の納得が得られれば、当然、それに対して税金を使うことは容認されていくと思う。
- 問題は、歴史的な経緯の中で入ってきたものの中に、この定義に合わないものもあることだが、これについては、付帯事項6)も盛り込んだ報告書をつくるので、それに基づいて、これは政治的、行政的にどのように保障していくかという問題で、定義を明確化するということとはまた別問題である。これは、障害者の団体や、その他関係団体の方々とも十分行政の方で話し合い、その中でお金の問題等は決めていく問題であって、本委員会では決められる話ではないと思っている。

3 「補装具等の給付システム」に関する審議時の意見

- 補装具の供給に関する技術中枢機関としての更生相談所の在り方ということがずっと検討されてきて、厚生労働省主導で、更生相談所が持っている各機能について調査をし、すべてリストにし、機能評定のように○×△をつけたことがある。それは実は何のためにしたかということ、福祉用具の供給について、それなりの能力を持った機関を認定することによって、それを怠っているところに対して、努力してくださいという意味があったが、あまり生かされなかった。アイデアとしてだが、財政上の問題も、市町村に配っていくなら、ある程度きちんとした仕組みできちんとした供給をすところには、それなりの財政上支援はするが、そうでないところはしないというぐらいの意思表示をしていただければと思う。地域格差というのはむしろシステムの側にも大きな問題があるので、今回、本当に真剣に仕組みのつくり方というのを考えていただきたいと思う。
- いいかげんに税金が使われることに対して、国民は怒るわけで、定義を含めてシステムを決めて、透明性が確保され、これならいいとなれば、基本的には質を高めるということに異存はないので、そういう意味では、そこにお金をかけていくということにまで反対ではないと思う。
- 補装具の給付の中で、日ごろ感じている問題は、交付された補装具が、

本当に適切なものかどうか、確認するシステムがあるのかということ。一応、処方、仮合わせ、適合判定という形になっているが、適合判定を更生相談所では行っても、実際、補装具というのは、使ってみないとわからない部分がある。宮城県では、本年度は、独自に使用期間中、数か月経った後に更生相談所で確認するという今計画中だが、これはやはり国としてそういうことをすべきであり、システムの中に入れていただけるといいかと思う。

- 「最後まで保証する」ということの「最後」というのは、出来上がりの完成を確認することではなくて、その人が適合した状態で使用しているかどうかを確認することである。また、「これまでと同様」は削除したい。むしろ、もっとよくしたらどうかという感じがする。
- 補装具費の給付になった場合に、業者側の倫理がよりいっそう求められる。公的制度である限りは適正な業者以外は認められるべきではないし、もし不適切なことがあれば、販売業者としての資格を喪失するようなシビアさがあっても、今の時代いいのではないか。開拓の時代はもう過ぎ、これからは成熟の時代なので、それに関わる人たちもそれぐらいの心がけで、しっかり取り組んでもらいたい、要望というか意見というか、そういうところで、御理解いただきたい。
- これは、地方自治体の現場でどういう仕組みをつくっていくかという話であれば、非常に参考になると思う。ただ、国としてどういうふうに取り組むかというのは、多分、非常に難しいが、それが当然であるという指摘はしておきたい。

例えば、今の実態に合わせて、現物給付ではなく、補装具費の給付にした。その方が、よくわかっているユーザーにしてみると、より質の高いものを求める場合には自由がきくので、よろしいというのがある。一方で、障害を持って間もない方には、どう情報提供してそれを守っていくかという、ある意味でパターンリズムを發揮しなければならない部分がある。この境目に今あるわけで、必ずしも全てユーザーにお任せすればいいという話ではないわけで、その部分の仕組みを一定程度の枠組みとして、市町村がそれぞれの特性で弾力的運用ができるようにすべきであると思う。

補装具、日常生活用具の範囲の見直しについて（案）

平成17年6月0日

補装具等の見直しに関する検討委員会

1 はじめに

義肢、装具、車いすといった補装具およびコミュニケーション支援等のための日常生活用具は、障害のある人が日常生活や社会生活を営む上で欠かすことのできない大変重要な用具である。補装具については、昭和25年の身体障害者福祉法の施行、昭和26年の児童福祉法の改正以来、また、日常生活用具については、昭和44年に制度化されて以来、障害のある人の自立と地域生活を支援する施策の重要な柱の一つとして運営されてきている。

一方、平成15年度には支援費制度が開始され、地域生活支援が一層前進したところであるが、同時に、増大する費用負担、大きな地域格差、障害種別ごとのサービス格差などの課題に直面することとなり、障害保健福祉制度の改革を早急に行う必要が生じたところである。

そこで、厚生労働省は、社会福祉審議会障害者部会等において、このような課題にどのように対応し、今後、障害のある人が地域で自立した生活を営むために必要な支援をどのように進めていくのかについての議論を重ね、その結果を踏まえた制度改革を行うため、障害者自立支援法案を第162回通常国会に提出したところである。

補装具及び日常生活用具に関する制度についても、持続性のある安定した制度の維持、障害のある人にとって真に必要な用具を適正な価格で提供できる仕組みづくりを目指した改革を行うこととされたところであり、このため、

- ① 補装具、日常生活用具の範囲の見直し
- ② その他、補装具給付制度及び日常生活用具給付等事業の見直しのために必要な事項

について検討する必要が生じたことから、今般、「補装具等の見直しに関する検討委員会」が障害保健福祉部企画課長のもとに設置され、まずは補装具と日常生活用具の範囲の見直しについて、4回にわたり検討を行った。

これまでの議論を集約し、ここに中間報告としてとりまとめたので報告する。

2 補装具の定義

(1) 定 義

補装具、日常生活用具については、過去においても、両制度の適正な運用、健全な発展を図る必要があるとの問題意識から、公的給付の概念・範囲を含めた給付制度全体の在り方（区分の適否、現行種目の必要性等）等について検討すべきとの指摘を関係する審議会から受けたことがあり、このため、平成10年度に「福祉用具給付制度等検討会」が設置され、当時としての一定の結論が同検討会報告書（以下「前回報告書」という。）としてまとめられた経緯がある。この度の検討委員会では、この結論を基に、今日的視点をもって、さらには利用者や市町村職員等関係者が理解し易いものとするなどの視点をもって検討を行ったところである。

その結果、次の3つの要件を満たすものを補装具と考えるべきであると整理した。

- ① 身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完、代替するもので、障害個別に対応して設計・加工されたもの
- ② 身体に装着（装用）して日常生活又は就学・就労に用いるもので、同一製品を継続して使用するもの
- ③ 給付に際して専門的な知見（医師の判定書又は意見書）を要するもの

また、誰もが同じように理解し、共通の認識に立つことができるよう、次の説明を加えることとした。

なお、この説明は基本となる部分のみであり、これを補完するものは、今後定められるであろう制度の運用指針等で明らかにしていく必要がある。

- a) 「障害個別に対応して設計・加工されたもの」とは、身体機能の補完、代替を適切に行うための処方、選定に基づくものであり、またその使用に際しては、適合や調整を必要とするものをいう。
- b) 身体に装着（装用）の「装用」とは、必ずしも身体に密着させるということではない。いわば装置使用という意味であり、障害種別に応じた多様な使用方法を含む。

- c) 「日常生活に用いる」とは、日常生活のために行う基本的な、毎日のように繰り返される活動に用いることをいう。
- d) 「就学」とは義務教育に限るものではなく、療育等も含めた広範な教育形態を意味し、また「就労」も企業への一般雇用に限るものではなく多様な働き方を意味する。
- e) 「同一製品を継続して使用」とは、原則的には種目に応じた耐用年数の期間使用することをいう。

(2) 制度運営等に関する留意点

今回の検討の過程で、定義に関する留意点や今後の制度運営に関する留意点も多数提案されたところであり、その内容によってはさらに検討を重ねて今後の制度運営等に反映させる必要があると考えられるので、その主なものをここに付記する。

ア 定義に関する留意点

定義に関し、日常生活の諸活動の中から特に「就学・就労」の分野を特記したが、これは教育と勤労の権利の保障に鑑みてのものである。通常の家生活とは別の場面である学校や職場等の環境に合わせた補装具が必要となる場合は、現在でも給付されているところであるが、その重要性からあえて付記する。

また、使用に際し、耐用年数以内であっても破損等が生じた場合は、再交付が可能とされているところであり、耐用年数の捉え方で混乱を招くことのないよう付記する。

イ 制度運営に関する留意点

(ア) 給付システムの充実

補装具と日常生活用具の関係性を改善することは大きな改革である。このような改革の中で身体障害者更生相談所が専門的な機関として機能しないということになれば、定義にいう「専門的な知見」に関する機能が働かないことであり、その意味で同相談所の充実・機能強化に取り組む必要がある。福祉用具に関する情報の適確な提供体制の構築は、充実策の一つと考える。

また、補装具の給付は、医師のみならず、身体障害者福祉司（または社会福祉士）、理学療法士、作業療法士、義肢装具士等といった専門職のチームワークによって支えるべき制度であり、このことにより、個別の障害に応じ、かつ品質面でも一定の水準を保った補装具の給付が保証されるものである。そのため、今後ともこのような仕組みを維持・強化する必要があるが、身体障害者更生相談所には、これまで以上にこれらの専門職を配置することが極めて重要である。

さらに、今回の障害者自立支援法案においては、これまでの原則現物給付が補装具費の支給に変更され、補装具の給付の仕組みも変わる事となる。したがって、今後は優良な製作（販売）事業者に関する情報提供が極めて重要な事柄となるが、このようなことも含めて、障害のある人に適切に対応する補装具の給付、そして使用状況の確認等、いわば給付システムの最初から最後までを保障できる仕組みとする必要がある。

（イ）現行種目の整理

今回整理された定義に基づき、現行の種目を整理するとすれば、補装具給付事務取扱指針（平成12年3月31日障第290号）において市町村の判断で給付ができるとされている種目（盲人安全つえ、歩行補助つえ、人工喉頭、点字器、ストマ用装具等）が補装具から外れる事となる。

しかし、これらは歴史的な経緯もあって補装具の対象種目とされているところであり、一概に補装具の定義に該当しないとして、これを整理することは避けたいところである。

仮に日常生活用具に移行する場合には、次のような点に留意して行う必要がある。

- ・補装具から外れる種目を補装具以外の制度で対応するとしても、当該種目名を制度上明確に掲げるなどし、製品の開発、改良等に支障がでないよう十分に配慮する必要がある。
- ・ストマ用装具は、消耗品ではあるが生活必需品である。使用者に不安を与えることなく提供できるように努めるとともに、経済的な負担の軽減を図るための方策が必要である。

(ウ) 価格や種目の適正化への対応

適正な価格設定や対象種目の見直しが可能となる仕組みを構築する必要がある。委員会の設置などによる方法もその一つであり、いずれにしても公平性、透明性が確保される仕組みとする必要がある。

3 日常生活用具の定義

(1) 定 義

身体障害者、重度障害児・者の日常生活の便宜を図るための日常生活用具についても、補装具と同様、前回報告書でまとめられた結論を基に検討を行ったところである。

その結果、次の3つの要件を満たすものを日常生活用具と考えるべきであると整理した。

- ① 安全かつ容易に使用できるもので、実用性が認められるもの
- ② 日常生活上の困難を改善し、自立を支援し社会参加を促進するもの
- ③ 製作や改良、開発にあたって障害に関する専門的な知識や技術を要するもので、日常生活品として一般的に普及していないもの

また、次の説明を加えることとした。

なお、日常生活用具についても、補装具と同様、制度の運用指針等を定め、適確な事業の実施を確保する必要があると考える。

- a) 「安全かつ容易に使用できるもの」とは、選定や使用にあたって障害者自身や市町村職員等で判断ができるものをいう。
- b) 「日常生活の困難」とは、日常生活のために行う基本的な活動、毎日のように繰り返される活動上の困難をいう。
- c) 「日常生活品として一般的に普及していないもの」とは、一般市場では入手が困難であり、主に当該障害を有する人のために使うものをいう。

(2) 制度運営等に関する留意点

日常生活用具の検討の過程においても、補装具と同様、今後の制度運営等に関する留意点が提案されたところであり、その内容によってはさらに検討を重ねて今後の制度運営等に反映させる必要があると考えられるので、その主なものをここに付記する。

ア 給付対象者の範囲

現行では、在宅の重度障害者とされている。制度的、財政的な枠組みを大きく逸脱することは困難であろうが、これからの時代の自立支援を考えれば、在宅、施設の別なく障害のある人すべてを対象として給付できるようにすることが必要である。

また、障害程度についても制限を設けず、ケアマネジメントの活用などにより、必要な人には給付できるようにすることが重要である。

イ 給付システムの充実

実用性の確認のため、一定の期間試用した上で、給付の可否を決定できるような仕組みを検討する必要がある。

ウ 価格や種目の適正化への対応

補装具と同様、適正な価格設定や対象種目の見直しが可能となる仕組みを構築する必要がある。委員会の設置などによる方法もその一つであり、いずれにしても公平性、透明性が確保される仕組みとする必要がある。

補装具給付事業及び日常生活用具給付等事業の見直しについて

【現 行】

〈補装具給付事業〉

- 補装具：盲人安全つえ、補聴器、義肢、装具、車いす、その他厚生労働大臣が定める補装具
- 給付方法：原則現物給付
- 種 目：
義肢、装具、座位保持装置、車いす、電動車いす、盲人安全つえ、点字器、補聴器、人工喉頭、収尿器、ストマ用装具等
- 費用負担：所得税額に応じた応能負担
*ただし一定所得税額以上は全額自己負担

〈日常生活用具給付等事業〉

- 日常生活用具：日常生活上の便宜を図るための用具であって、厚生労働大臣が定めるもの
- 給付（貸与）方法：現物給付
- 種 目：
浴槽、体位変換器、移動用リフト、視覚障害者用ポータブルレコーダ、聴覚障害者用情報受信装置、重度障害者用意思伝達装置、電気式たん吸引器、透析液加温器、電磁調理器、火災警報器等
- 費用負担：所得税額に応じた応能負担
*ただし一定所得税額以上は全額自己負担

〈見直しの内容〉

- 補装具、日常生活用具の範囲の見直し→定義の明確化
- その他、補装具給付制度及び日常生活用具給付等事業の見直しのために必要な事項
 - ・障害のある人にとって真に必要な用具を、適正な価格で提供できる仕組みづくり
 - ・定義に基づく現行種目の見直し
 - ・補装具費の設定、補装具等の給付事務手続きの円滑化等、今回改正に伴うその他の事項
- 持続性のある安定した制度の維持

「補装具等の見直しに関する検討委員会」にて検討

反映

【障害者自立支援法案】

(補装具等に係る見直し部分はH18年10月施行)

種目・価格見直し、
制度の運用指針等

〈補装具費の支給〉

- 補装具：身体機能を補完し、又は代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用されるもの。その他の厚生労働省令で定める基準に該当するものとして、義肢、装具、車いす、その他の厚生労働大臣が定めるもの
- 給付方法：補装具費の支給
- 種目：今後検討
- 費用負担：定率（1割）負担
*所得が政令で定める基準以上の場合は給付費対象外
*家計に与える影響を基酌して、一定の負担上限を設定

〈市町村地域生活支援事業〉

- 日常生活用具：日常生活上の便宜を図るための用具であって厚生労働大臣が定めるもの
- 給付（貸与）方法：現物給付
- 種目：今後検討
- 費用負担：市町村（事業実施主体）が決定

福祉用具給付制度等検討会報告書（抜粋）

平成 11 年 2 月
福祉用具給付制度等検討会

1 補装具、日常生活用具の概念

(1) 検討の前提

福祉用具とは、現在、公的給付とされている補装具や日常生活用具のほか、公的給付とされていないが、障害者等が日常生活を営む上で特に便利な機能をもった一般商品、さらには、自助具やハイテク技術を利用した新規開発製品など多種多様なものがあり、極めて広範囲にわたる。

本検討会では、これら福祉用具全体の概念ではなく、検討の前提を現行制度下における補装具と日常生活用具に置くこととし、その概念整理を行った。

(2) 補装具及び日常生活用具の概念

- 補装具及び日常生活用具は、障害者固有のものが多いため、市場の原理に乗りにくく供給量も少ない。したがってこれらは、いずれも公的給付制度の中で障害者に対して安定的に給付されることは当然であるが、補装具は、製作指導や適合判定により個々の障害者に適合したものが給付されなければならない。これに対して、日常生活用具の給付は基本的に完成品の給付であることから、補装具のように特に製作指導や適合判定などの必要はない。

このように、補装具と日常生活用具は、ともに公的給付ではあるが、個々の障害者の状況への適合性や製作指導等についてその取扱いを異にしている。したがって、両者の概念、区分等について明確にし、給付制度の健全な発展に資するべきである。

- 補装具の給付は、昭和24年の身体障害者福祉法制定時から制度化されたが、補装具の概念規定は法律上明確にされておらず、「補装具給付事務取扱要領」に「職業その他日常生活の能率の向上を図ることを目的として」とのみ規定されているだけである。

一方、昭和44年度から実施された日常生活用具給付制度は、法律では、「日常生活上の便宜を図る用具」と規定された。

このように、両者の説明においてその区分が明確でないまま、その後、それぞれ順次種目を追加し、制度を運用してきた経緯がある。

このため、近年、多種多様な製品が次々に出回ってくる中、どちらの制度で整理すべきかという運用上の問題が生じている。

以上のことから、補装具と日常生活用具における両者の区分、対象とすべき種目の範囲の考え方等を明確にし、両制度の適正な運用、健全な発展を図る必

要があると考えられる。そこで本検討会においては、補装具と日常生活用具について、それぞれの概念を以下のように整理することとした。

ア 補装具

補装具とは、

- ① 身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完・代償するもの
- ② 身体に装着（装用）して常用するもの又は作業用に使用するもの
- ③ 給付等の際して医師の意見書（身体障害者更生相談所に来所の場合は判定書）を必要とするもの

以上の3つの要件を満たすものを補装具と考えるべきである。

上記の①～③のいずれも、既に、過去の身体障害者福祉審議会の答申等によっても述べられている概念である。

また、常用とは、日常生活面において常に用いるということであり、作業用とは、職業上の作業面において用いるということである。

③については、①及び②のように補装具そのものの機能や性状等を表したものではないが、補装具の概念を考える上で重要なものである。その意味するところは、補装具は身体障害者の身体に装着（装用）する特殊なものであるので、医師が介在し処方を行う必要があり、また、処方したものが障害者に適合しているかどうか確認する必要がある。この処方を専門家である医師の意見書（又は判定書）により担保するということである。

この場合の医師の意見書（又は判定書）における処方とは、製品完成後における適合判定や完成品の不備等に関する点検まで、原則として責任をもつものと解するべきである。

なお、上記の3つの要件を満たさないものは、今後、次のとおり取扱うことが適当と考えられる。

- ① 日常生活用具給付制度で対応できるものは、当該制度で対応
- ② ①以外の種目については、経過的に補装具給付制度で対応

以上のような取扱いを行う場合、視覚等の感覚機能を全廃した障害者にとって、現状では、失われた機能そのものを補完する補装具が不足しているという事情を十分考慮する必要がある

イ 日常生活用具

日常生活用具は、

- ① 日常生活を便利又は容易ならしめるもの
 - ② 家庭復帰を促進し、家庭生活を営み得るようにするもの
- と考えるべきである。

なお、給付対象とすべき品目かどうかについては、以下のとおり考えることが適当である。

- 日常生活用具の給付対象とすべき品目
 - ① 自立支援、介護支援に資するもの
 - ② 障害者のニーズに則したもの
 - ③ 障害者が使用するという特性から一般に普及していないもの、又は、一般に普及しているが、高価なもの

- 見直しをする必要がある品目
 - ① 新しく開発された製品が給付の対象となったこと等により、需要が著しく減少したもの
 - ② 技術の進歩等に伴い、一般に広く普及し、品目指定時に比べ価格が著しく低廉になったもの

2 給付事務手続きの簡素・合理化

(1) 補装具

ア 新規交付における判定

新規交付は原則として、障害者本人が身体障害者更生相談所に来所して判定を受けることになっているが、すべての新規交付についてこの方法を採用することは、障害者の負担が大きく、また、身体障害者更生相談所の事務も煩瑣となるため、来所を要しない新規交付の仕組みを導入する必要がある。

このため、従来、補装具交付申請書に添付する医師の意見書について、その様式を明確にしていなかったが、今後これを明確にし、意見書による身体障害者更生相談所の判定、意見書による市町村の判断が円滑に行われるようにすべきである。

①本人の来所により身体障害者更生相談所が判定すべき場合、②医師の意見書により身体障害者更生相談所が判定すべき場合、③医師の意見書により市町村において判断すべき場合、④経過的に補装具として取扱う場合、の各々の取扱い方式は次のとおりとすべきと考える。

(ア) 本人の来所により身体障害者更生相談所が判定すべき場合

処方、製作、適合に専門的な知識や技術を必要とし、また、製作業者に対する指導及び装着訓練等を必要とするもの（意見書は不要）

義肢、装具、座位保持装置

(イ) 医師の意見書により身体障害者更生相談所が判定すべき場合

専門的な知識や技術を要する程度が（ア）ほど高くないもの

（この場合、身体障害者更生相談所は処方された補装具が最適なものかどうかを審査し、必要があれば製作業者に対する指導を行う。）

車いす（オーダーメイド）、電動車いす、
頭部保護帽（オーダーメイド）、
 弱視眼鏡、補聴器、車いす（レディメイド）

(ウ) 医師の意見書により市町村において判断すべき場合

基本的に既製品かその改良品で、処方、適合等に特に専門的な知識や技術を必要としないもの

(必要に応じ、市町村は身体障害者更生相談所の指導を受ける。)

遮光眼鏡、歩行器、矯正眼鏡、コンタクトレンズ、義眼、人工喉頭（笛式）、手押し型車いす（レディメイド）、座位保持いす、起立保持具

(エ) 経過的に補装具として取扱う場合

(医師の意見書を要しない)

頭部保護帽（レディメイド）、歩行補助つえ（つえを除く）、頭部保持具、色めがね、人工喉頭（電動式）、収尿器、盲人安全つえ、点字器、ストマ用装具、歩行補助つえ（つえ）

(注) アンダーラインの品目は、本報告書により従来の取扱いを改めるべきもの

(中 略)

キ 消耗品

消耗品と考えられるものについては修理基準から除外し、市町村における事務の合理化を検討すべきである。

「消耗品」の定義

- 1 短期間で交換しなければならないもの
- 2 安価で、身近に入手できるもの
- 3 修理（交換）に特別な技術を要しないもの

上記に該当するものは、補聴器、人工喉頭の乾電池等が考えられる。

(中 略)

(2) 日常生活用具

日常生活用具については、給付事務手続きの簡素化を図るべき特別の問題点は見当たらないが、給付手続きに関連してその円滑、適正な運用の観点から以下の事項について検討を行った。

ア 施設退所時等における給付の円滑化

施設から家庭へ戻る場合や転居する場合等に、用具の給付が円滑に行われるよう、実施主体との事前の連絡、調整について、厚生省は十分な指導を行うべきである。

イ 耐用年数

耐用年数については、公費の適正な執行を図る観点から、市町村等で独自に定めている例はあるが、改めて国が耐用年数を定める必要はないと考える。

ウ 修理

修理についても助成の対象とすることを検討すべきである。なお、その際にはメーカーの保証制度を前提に検討すべきである。

エ 給付時における身体状況等の把握

身体障害者に適切な用具を提供するため、日常生活用具の給付の際、身体状況等の把握を行っているが、その調査項目が「入浴、排便、その他」のみであり、十分把握されているとはいえない。これは、制度発足時の給付品目を念頭に置いた様式がそのまま踏襲されていることによるものである。したがって、現行の種目に対応して、身体動作、生活実態との関連等が確認できるような項目を検討し、有効かつ適切な日常生活用具の給付を行うべきである。

なお、その際、市町村等の事務負担を考慮し、できるだけ簡便な様式とする必要がある。

(後 略)

補装具等の見直しに関する検討委員会委員名簿

(敬称略・五十音順)

氏 名	役 職 名
○ 伊 藤 利 之	横浜市総合リハビリテーションセンター長
太 田 敏 子	東京都福祉保健局障害者施策推進部在宅福祉課長
櫻 本 修	宮城県障害者更生相談所長
栗 原 一 雄	千葉市高齢障害部障害保健福祉課長
黒 田 大治郎	神戸学院大学総合リハビリテーション学部 社会リハビリテーション学科教授
坂 本 洋 一	和洋女子大学家政学部生活環境学科教授

○印は座長

補装具等の見直しに関する検討委員会開催経過

第1回 平成17年3月1日

- (1) 委員会の公開等に関する取扱いについて
- (2) 委員会における検討課題及びスケジュール(案)について
- (3) 補装具・日常生活用具の範囲の見直しについて

第2回 平成17年3月25日

- (1) 補装具・日常生活用具の範囲の見直しについて

第3回 平成17年4月22日

- (1) 補装具・日常生活用具の範囲の見直しについて

第4回 平成17年6月24日

- (1) 中間報告書案のまとめについて

補装具等の見直しに関する検討委員会中間報告（概要）

1 定義

(1) 補装具

次の3つの要件を満たすもの

- ① 身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完、代替するもので、障害個別に対応して設計・加工されたもの^{a)}
- ② 身体に装着（装着^{b)}）して日常生活^{c)}又は就学・就労^{d)}に用いるもので、同一製品を継続して使用^{e)}するもの
- ③ 給付に際して専門的な知見（医師の判定書又は意見書）を要するもの

（説明）

- a) 身体機能の補完、代替を適切に行うための処方、選定に基づくもの
- b) 必ずしも身体に密着させることなく、障害種別に応じた多様な使用方法を含む
- c) 日常生活のために行う基本的な、毎日のように繰り返される活動
- d) 「就学」とは義務教育に限らず、療育等も含めた広範な教育形態を意味する
「就労」とは企業への一般雇用に限らず、多様な働き方を意味する
- e) 原則的には種目に応じた耐用年数の期間の使用

(2) 日常生活用具

次の3つの要件を満たすもの

- ① 安全かつ容易に使用できるもの^{a)}で、実用性が認められるもの
- ② 日常生活上の困難^{b)}を改善し、自立を支援し社会参加を促進するもの
- ③ 製作や改良、開発にあたって障害に関する専門的な知識や技術を要するもので、日常生活品として一般的に普及していないもの^{c)}

（説明）

- a) 選定や使用にあたって障害者自身や市町村職員等で判断ができるもの
- b) 日常生活のために行う基本的な、毎日のように繰り返される活動上の困難
- c) 一般市場では入手が困難であり、主に当該障害を有する人のために使うもの

2 制度運営等に関する留意点

(1) 補装具

ア 定義に関する留意点

- ・教育と勤労の権利の保障に鑑みて「就学・就労」を特記
- ・耐用年数以内であっても破損等が生じた場合は、再交付が可能

イ 制度運営に関する留意点

(ア) 給付システムの充実

- ・身体障害者更生相談所の充実および機能強化
- ・福祉用具に関する情報の適切な提供体制の構築
- ・最初から最後までを保障できる仕組みの構築

(イ) 現行種目の整理

- ・補装具から外れる種目については、当該種目名を制度上明確に掲示するなど配慮

(ウ) 価格や種目の適正化への対応

- ・適正な価格設定や対象種目の見直しが可能となる仕組みを構築

(2) 日常生活用具

ア 給付対象者の範囲

- ・ケアマネジメントの活用などにより、施設入所、障害程度にとらわれず必要な人に給付

イ 給付システムの充実

- ・実用性の確認のため、一定の試用期間を設けるなどの仕組みを検討

ウ 価格や種目の適正化への対応

- ・適正な価格設定や対象種目の見直しが可能となる仕組みを構築